

令和 3 年 10 月 18 日

国土交通省建築指導課御中

「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策、
建築基準制度のあり方」についての意見について

(公社)日本建築士会連合会建築技術等部会
定行まり子

10 月 4 日に開催された掲題の審議を踏まえ、日本建築士会連合会建築技術等部会において、主に論点⑤⑥⑦に関して、意見集約をいたしました。その内容は以下のとおりです。今後の答申に反映していただけたら幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 4 号特例について

2 階建て以下の木造住宅等の小規模建築物については、建築士が設計を行った場合には、建築確認の際に構造耐力関係規定等の審査を省略することとなっている。(=4 号特例)

4 号特例は、わが国の建築確認のシステムの実態に即しており、また図書保存が義務化されるなど制度的な整備も行われていることから、本制度は維持すべきである。ただし、工事監理ガイドライン等において、工事監理における軸組の確認については基本的には全数確認とすべき旨推奨することが望ましい。

なお、木造に係る構造や防火等に関する新たな制度や技術に対応するため、7. に掲げるように、木造建築物に係る建築士の知識・技能の向上策を講じることは重要である。

2. 都市計画区域外等の一定の規模以下の建築物に係る建築確認について

都市計画区域等の区域外の一定の規模以下の建築物は、建築確認の対象となっていない。

本来、単体規定については都市計画区域内外に拘わらず同様の安全性等の担保措置が必要である。このため、現在確認対象となっていない都市計画区域外の建築物にあっても、確認対象とすべきである。

これに関しては、建築確認の対象外となっていることをもって、法が求めている建築士による設計・工事監理は不要と誤解している者もある。平成 30 年 6 月に設計三会が行った提案「建築士資格制度の改善に関する共同提案」では、「建築士法上建築士でなければ設計等を行うことができない建築物について、建築士による設計等の確認を徹底、違反摘発等を強化する。(都市計画区域外等の一定の建築物等)」旨提案したところ。

3. 建築士でなければ設計・工事監理ができない建築物について

現行法では、延床面積 100 m²以下・2 階以下の木造建築物、2 階以下の非木造建築物は、建築士でなくとも設計・工事監理ができることとなっている。

しかしながら、木造に係る技術も多様化しており、木造についても非木造と同様、30 m²以上 100 m²未満・2 階以下の建築物について建築士でなければ設計・工事監理をしてはならないこととすることが望ましい。

4. 構造・防火の規制に係る建築物の高さの整合について

一定の防火性能が求められる建築物の規模については、平成 30 年法改正により高さ 13m/軒高 9m超から高さ 16m超へと見直されている。

一方、構造耐力規定では、高さ関係の見直しがなされていない。このため、構造計算適合性判定を回避するため高さを 13m/軒高 9m以下とする結果、防火関係規定の見直しが十分に機能していないとも考えられる。

したがって、構造・防火の規制に係る建築物の高さの整合を図ることが望ましい。

5. 小規模木造建築物等に係る構造計算について

施行令 46 条に規定する壁量計算は、階高 2.7mの標準的な住宅をベースとしていると考えられるため、階高・建物重量が一定程度大きくなる建築物については、新たな壁量規定を検討する必要がある。

また、大空間を有する建築物の場合ラーメン構造となるのが一般的であることから、接着剤を使用した木質ラーメン構造を採用しやすくなるような規定整備が望まれる。

伝統的木造建築物は壁量規定が満足できないので限界耐力計算法によらざるを得ず、一部の専門家でなければ対応が困難な状況となっている。このため、仕口部の回転剛性・曲げ耐力について材種毎・大きさ毎に標準化し、意欲ある建築士なら伝統的木造建築物に関われるようにすることが望まれる。

6. 中大規模木造建築物に係る防火規制等の合理化について

現実の中大規模木造建築物は、すでにかなり混構造に近いものが多いと考えられる。主要構造部の一部に木材を用いる木造化、また部分的な木材利用(木質化)については、いずれもその使用部位や使用割合に応じた基準適合の緩和措置や、材料特性別に性能を細かく規定するなどの措置が認められるべきである。

7. 木造建築物に係る建築士の知識・技能の向上について

木造建築物に関しては、木材の調達、品質管理、維持管理への配慮、基準改正が頻繁に行われる木造建築物に係る構造・防火規定への対応等、非木造建築物とは異なる知識、技能が必要となることから、それらに対応した木造建築物に係る建築士の知識・技能の向上が不可欠

である。

「建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。」(建築士法第 22 条の4第 5 項)とされており、建築士会等による木造建築物に係る知識・技術の向上に係る体制整備が必要である。

8. 集団規定の遡及適用について

既存建築ストックの改修に伴う、法令等への遡及適応に関しては、単体規定については、限定的・段階的に遡及する措置を講じることについては妥当だと考えるが、集団規定については慎重な対応が必要である。遡及させないとする場合には、遡及する場合と同等の市街地環境を担保するための措置を講じさせることが不可欠である。

9. 既存ストック活用のための用途変更について

令和元年法改正により、特殊建築物への用途変更時に確認申請の対象となる面積が 200 m² 超に緩和され確認申請が不要となったものの、用途変更後の建築物の法適合性を担保する仕組みが講じられていない。このため、建築確認が不要な用途変更にあっても、例えば建築士が関与し建築物の安全性、法適合性を確保する仕組みを検討する必要がある。

10. 設計・工事監理等に係る報酬基準について

建築士会連合会の提案を受けて、小規模なものを除く木造建築(大規模木造等)については、平成 31 年業務報酬基準の告示第 98 号でも総合の業務量に難易度係数を乗じることが認められている。(設計は 1.65 倍、工事監理等は 1.40 倍) 同様に小規模木造建築物等の構造安全性を確認するためのさまざまな措置、省エネ性能確保のための措置等が設計・工事監理等の総合や構造等の業務量の増につながる場合は、報酬基準も同時に見直す必要がある。